

国保の加入・喪失

手続きはお済みですか？

市国民健康保険(以下、国保)は職場の健康保険に加入していない人が加入する保険です。就職や退職などで加入する健康保険が変わった人は、国保の加入や喪失の手続きが必要です。

手続きはお早めに!!

加入 退職した人

会社を退職し健康保険を喪失した人は、国保加入の手続きが必要です。
※次のいずれかに該当する人は、国保に加入する必要はありません

- 退職した会社の健康保険の任意継続に加入
- 再就職などで、新しい職場の健康保険や共済組合に加入
- 家族の健康保険の被扶養者に認定
- 後期高齢者医療制度に加入
- 生活保護を受けている

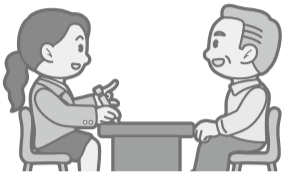
喪失 就職した人

国保に加入中で就職などにより他の健康保険に加入した人は、国保喪失の手続きが必要です。

【手続き場所】国保・年金課 支所・出張所
【必要なもの】新しくできた保険証(喪失する人全員分)、国保の保険証
※直接、手続き場所へ行くことが難しい場合は、ご相談ください

加入の手続きが遅れると...

- ①未加入期間の医療費は全額自己負担です
 - ②保険料をさかのぼって納めなければなりません
- 国保の加入日は届け出日ではなく、直前まで加入していた健康保険の資格喪失日です。保険料も、資格を喪失した月まで(最大2年間)さかのぼって納めることとなります。
- なお、さかのぼって国保に加入すると、すでに支払った医療費のうち、自己負担分を除く金額(保険者負担分)を、申請により療養費として給付します(診療日の翌日から2年以内に申請したものに限り)。



国保・年金課 ☎948 63633 FAX 934 26631

知っておきたい介護保険

平成26年度市介護保険利用状況

40歳以上の皆さんが納める保険料などによって支えられている介護保険制度。その利用状況をお知らせします。

介護サービス利用者増加

本市の65歳以上の高齢者人口は平成26年度末に12万9095人で、4人に1人を占めています。

そして、介護サービスなどが必要な認定者数も平成25年度に比べて約1000人増え、高齢化が一層進み介護サービス利用者が増えています。

介護給付費・地域支援事業費の状況

介護給付費

要介護・要支援状態になった時、入浴・排せつ・食事の介護などが必要な人を支援するサービスの費用

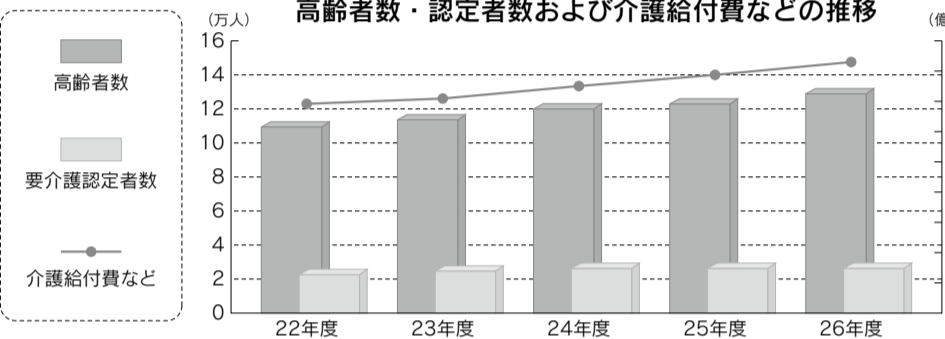
ヘルパーの訪問により、生活援助や身体介護を受ける訪問介護、施設などへ通い食事や入浴などの援助を受ける通所介護(デイサービス)などの居宅サービスが216億9045万円、介護を受けるため施設へ入所する施設サービスが91億5170万円、グループホームなどへ入居する地域密着型サービスが76億9241万円となっています。

地域支援事業費

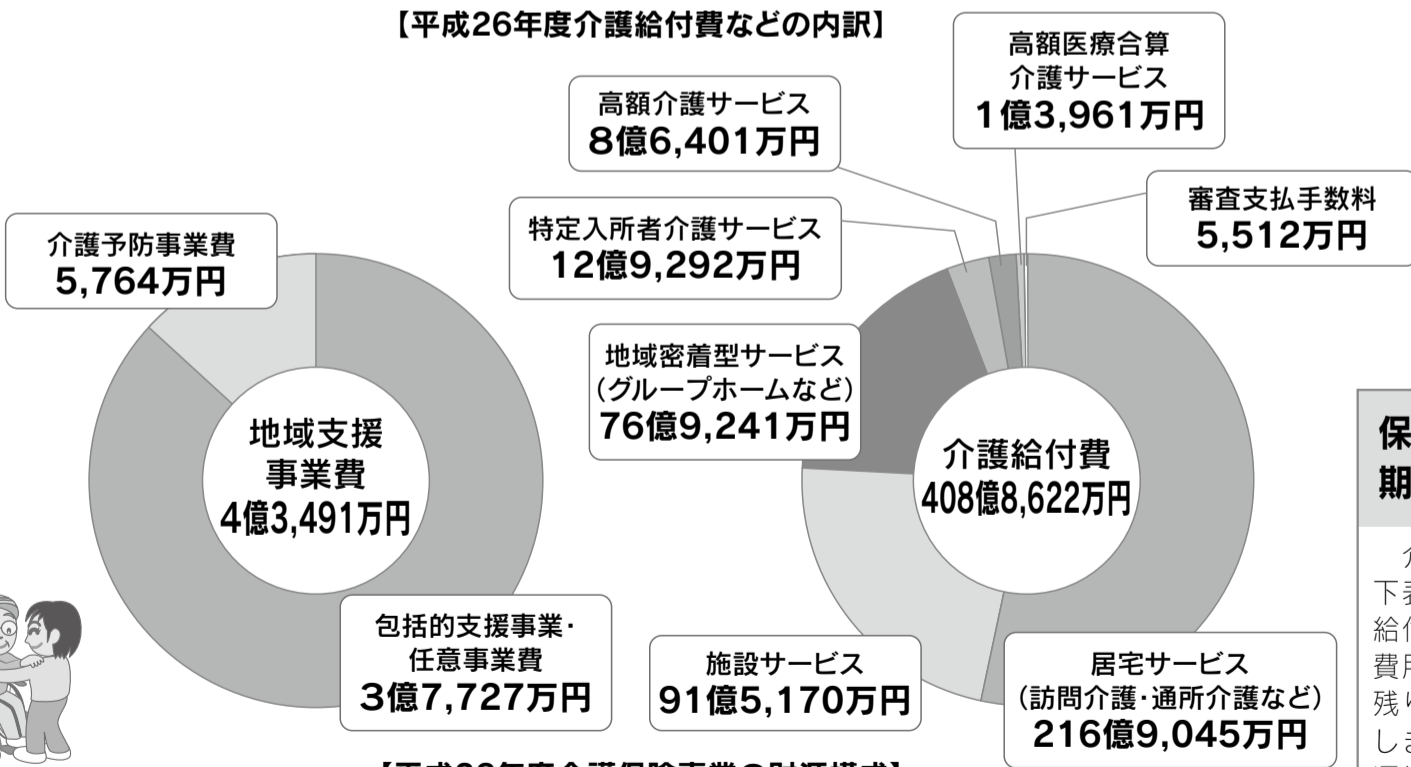
介護状態になることの予防や、要介護状態でも可能な限り地域で自立した生活ができるように支援するサービスの費用

地域包括支援センターの運営や高齢者の介護予防を目的とした「ふれあい・いきいきサロン事業」などを行う包括的支援事業・任意事業費が3億7727万円、生活機能の向上につながるサービスを提供する介護予防事業費が5764万円となっています。

高齢者数・認定者数および介護給付費などの推移



【平成26年度介護給付費などの内訳】



【平成26年度介護保険事業の財源構成】

〈地域支援事業費〉

種別	負担金			保険料	
	国	県	市	65歳以上	40~64歳
包括的支援事業・任意事業費	39.5%	19.75%	19.75%	21%	29%
介護予防事業費	25%	12.5%	12.5%		

〈介護給付費〉

種別	負担金			保険料	
	国	県	市	65歳以上	40~64歳
居宅等給付費	25%	12.5%	12.5%	21%	29%
施設給付費	20%	17.5%			

保険料は大切な財源です 期限内に納めてください

介護保険事業の財源構成は左下表のとおりです。また、介護給付費に当たる介護サービスの費用は利用者が費用の1割を、残りの9割を左表のとおり負担します。納める保険料は制度を運営する大切な財源です。安定的な制度運営のため、期限内に納めましょう。

期限内に納めないと督促状が送付され、手数料100円が加算されます。滞納すると、介護サービスの利用が制限されるほか、滞納が続くと差し押さえなどの処分の対象となります。

介護保険課 ☎948 6840 FAX 934 0815



※平成27年4月から一部負担割合が変更されています